ご請求の流れについて

事故や病気など請求事由が発生したとき、まずは、静岡県教職員生活協同組合(054-282-2140)までご連絡ください。ご加入のコースにあわせて、必要となる書類をお送りいたします。

請求のイメージ

◆生活支援コース ◆生活維持コース ◆生活維持ロング
◆医療保障コース ◆医療費支援コース(先進医療型)
◆70歳継続コース ◆短期医療プラス ◆医療充実コース
◆重病克服支援コースの場合は、請求書を送付します。

↓

請求書に記入のうえ、必要書類とともに送付してください。

請求時に必要な書類につきましては、ご請求いただきました事由・金額また、ご加入の期間等によって異なりますのでご了承ください。

◆アクティブコース ◆長期療養給付コースの場合は、事故連絡票を送付します。

↓

事故連絡票に必要事項を記入のうえ、FAXしてください。
⇒事故連絡票を元に請求書および必要書類を送付させていただきます。

↓

請求書に記入のうえ、必要書類とともに送付してください。

必要書類の一例

ポイント 診断書については、原則所定の診断書をご提出ください。
※但し、必要項目が記載されていれば所定外の診断書にて取扱いさせて頂きます。

死亡の場合
(生活支援コース、生活維持コース、生活維持ロング、70歳継続コース、重病克服支援コース)

- 請求書
- 死亡証明書(診断書)
- 住民票または戸籍謄本(抄本)被保険者分※1 受取人分※2
- 受取人の印鑑証明書※1
- 受傷状況報告書※3(団体保険用)
- チェックシート

障害年金1級・2級の場合
(生活支援コース)

- 請求書
- 戸籍謄本(抄本)被保険者分※1 受取人分※2
- 障害年金証書の写し
- 受取人の印鑑証明書※1
- 受傷状況報告書※3(団体保険用)
- 公的障害年金の受給権取得時に提出した診断書(コピー)(当社所定の診断書)

病気で入院、手術等の場合
(医療保障コース、医療費支援コース(先進医療型))

- 請求書
- 入院・手術証明書(診断書)
- or 治療状況報告書 + 医療機関発行の領収書等

ケガで入通院の場合
(アクティブコース)

- 保険金請求書
- 診断書
- 交通事故証明書※4(コピー可)
- 事故連絡票

七大疾病(*)・女性疾病で入院の場合 所定の手術を受けた場合
(医療充実コース)

- 医療保険保険金請求書
- 入院・手術証明書(診断書)

＊がん、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病

三大疾病の場合
(重病克服支援コース)

- 請求書
- 診療証明書(診断書)
- 住民票または戸籍謄本(抄本)被保険者分※1※5※6
- 被保険者の印鑑証明書※1※7

※1 請求金額が500万円以下の場合は省略できます。
※2 請求金額が500万円以下で、受取人を個人指名にてご指定いただいている場合、省略できます。
※3 死亡保険金、高度障害保険金等のご請求でも、受傷状況が不明確な不慮の転落や溺死などの場合には、ご提出いただくことがあります。
※4 交通事故を警察に届出済のときに必要です。
※5 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約保険金で指定代理請求の場合は、住民票謄本(世帯員全員の記載があるもの)をご提出ください。
※6 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約保険金で指定代理請求の場合、住民票謄本により被保険者と指定代理請求者の同居の事実が確認できる場合には不要です。
※7 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約保険金で指定代理請求の場合は、指定代理請求者の印鑑証明書をご提出ください。

静岡県教職員組合
静岡県教職員生協

組合員のみなさまへ

2019年度
『組織保険』制度内容のご案内

わたしたちの共済制度を補完する
組合独自の福祉事業です。
福祉事業のため全組合員の加入を
お勧めします。

「組織保険」が魅力化しました！

≪2018年度　主な改定内容≫

- **退職後も継続可能な制度「生活維持ロング」が発足しています。**
  ※「基本3コース」同様配当金還付の対象制度です。
- **「アクティブコース」が退職後70歳まで継続可能となりました。**

上記の改定により、「組織保険」は退職後も加入者のスケールメリットを活かして割安な保険料で継続できる制度が充実し、**現職中だけでなく退職後も見据えたご加入**を検討いただけるようになっています。

★退職後もスケールメリット割引により割安な保険料で継続可能な制度は以下の通りです
①生活維持ロング　②アクティブコース　③医療費支援コース
④70歳継続コース　⑤重病克服支援コース　⑥短期医療プラス

・組織保険への加入は、静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合の両組合員であることが条件です。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP47～P52に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

組織保険専用フリーダイヤル 0120 FreeDial **0120-455-513**

受付期間 2018年12月12日(水)～2019年2月28日(木)(土・日・祝日を除く)9:00～17:30

※受付期間以外は、上記フリーダイヤルは利用できませんので、引受会社（054-284-7220、フリーダイヤルではありません）までご連絡ください。
※フリーダイヤルの電話番号は毎年変わります。

保険期間	2019年6月1日(責任開始期(加入日))～2020年5月31日	申込締切日	2019年2月28日(木)

静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合

制度内容 P1～P25・P46
退職後の制度 P2
各制度のお取扱い P26～P45
契約概要・注意喚起情報 P47～P52

組織保険制度一覧

制度総称	制度名称	給付対象	配当金	加入対象 本人	加入対象 配偶者	加入対象 こども	加入対象 親	加入要件	説明ページ
組織保険基本3コース	①生活支援コース 〈契約者：静岡県教職員生活協同組合〉	・死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級該当時)の時に生活復興資金として一時金を支給 ・障害年金1級・2級該当時に障害初期給付金を支給	○	○	○	○	×	単独加入可能	P5～6
	②生活維持コース 〈契約者：静岡県教職員組合〉	死亡・高度障害時に生活維持資金として年金を支給	○	○	○	×	×	単独加入可能	P7～8、46
	③医療保障コース 〈契約者：静岡県教職員組合〉	病気やケガでの継続して2日以上の入院時に入院給付金を支給	○	○	○	○	×	単独加入可能	P9
組織保険オプションコース	生活支援コースオプション ①-A アクティブコース 〈契約者：静岡県教職員生活協同組合〉	・ケガによる入院・通院・手術を補償 ・携行品の損害等身の回りの様々なリスクを補償	×	○	○	○	×	生活支援コースへの加入が必要です	P11
	生活支援コースオプション ①-B 医療費支援コース(先進医療型) 〈契約者：静岡県教職員生活協同組合〉	先進医療、病気・ケガの入院、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合の保障	×	○	○	○	×	生活支援コースへの加入が必要です	P12～13
	生活支援コースオプション ①-C 70歳継続コース 〈契約者：静岡県教職員生活協同組合〉	加入時から同一の保険料率で退職後70歳まで継続加入できる死亡・高度障害保障	×	○	○	×	×	生活支援コースへの加入が必要です	P14
	生活維持コースオプション ②-A 生活維持ロング 〈契約者：静岡県教職員組合〉	死亡・高度障害時に生活維持資金として年金を支給	○	○	○	×	×	生活維持コースへの加入が必要です	P15～16
	生活維持コースオプション ②-B 長期療養給付コース 〈契約者：静岡県教職員組合〉	病気・ケガで長期休職になった場合の所得補償	×	○	×	×	×	生活維持コースへの加入が必要です	P17
	医療保障コースオプション ③-A 重病克服支援コース 〈契約者：静岡県教職員組合〉	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたときの保障	×	○	○	×	×	医療保障コースへの加入が必要です	P18～21
	医療保障コースオプション ③-B 健康づくりサポート 〈契約者：静岡県教職員組合〉	健康増進に関する定期的な情報提供(年4回のパッケージ送付等)や、相談受付を実施	×	○	×	×	×	重病克服支援コースへの加入が必要です	P22
	医療保障コースオプション ③-C 短期医療プラス 〈契約者：静岡県教職員組合〉	病気・災害による入院に加え、手術や集中治療室管理等を保障	×	○	○	×	×	医療保障コースへの加入が必要です	P23
	医療保障コースオプション ③-D 医療充実コース 〈契約者：静岡県教職員組合〉	病気・ケガによる手術保険金に加え、七大疾病や女性疾病等を保障	×	○	○	×	○ 親介護のみ	医療保障コースへの加入が必要です	P24～25

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、１年未満の端数について６ヵ月以下は切り捨て、６ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
※長期療養給付コースの年齢は2019年6月1日現在の満年齢です。

退職後制度一覧

退職後継続を希望される場合、退職日以降5月31日まで継続加入が必要です。

在職中	退職後	保障内容	保障期間	払方	契約者
生活支援コース〈契約者：団体〉	リレープラン(傷害保険付)	死亡・高度障害時 不慮の事故による 入院・通院・手術等	80歳 傷害保険部分は、10年間	新・年払または、全期前納 傷害保険部分は、一時払	個人
	※リレープランへの加入は、「生活支援コース」「生活維持コース」へ退職日以降5月31日まで継続して2年以上の加入が必要です。				
生活維持コース〈契約者：団体〉	一時払退職後プラン(傷害保険付)	死亡・高度障害時 不慮の事故による 入院・通院・手術等	一生涯 傷害保険部分は、10年間	一時払	個人
	※一時払退職後プランへの加入は、45歳以上でかつ、「生活支援コース」「生活維持コース」へ退職日以降5月31日まで継続して2年以上の加入が必要です。				
医療保障コース〈契約者：団体〉	退職後医療プラン	病気・災害での 入院・手術時等	70歳 80歳	(新)年払または、全期前納	個人
	※退職後医療プランへの加入は、「医療保障コース」へ退職日以降5月31日まで継続して加入することが必要です。				

昨年度より追加

生活維持ロング	死亡・高度障害時	70歳	月払(口座振替)	団体
※生活維持ロングの継続加入は、「生活維持ロング」へ退職日以降5月31日まで継続して加入することが必要です。				
アクティブコース	ケガによる入院・通院 携行品の損害等	70歳	月払(口座振替)	団体
※アクティブコースの加入は、「アクティブコース」へ退職日以降5月31日まで継続して加入することが必要です。				
医療費支援コース(先進医療型)	先進医療、病気・ケガの入院、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合の保障	70歳	月払(口座振替)	団体
※医療費支援コース(先進医療型)の継続加入は、「医療費支援コース(先進医療型)」へ退職日以降5月31日まで継続して加入することが必要です。				
70歳継続コース	死亡・高度障害時	70歳	月払(口座振替)	団体
※70歳継続コースへの継続加入は、「70歳継続コース」へ退職日以降5月31日まで継続して加入することが必要です。				
重病克服支援コース	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき	70歳 ※70歳以降は80歳まで(退職後重病克服プラン)に加入可	月払(口座振替)	団体
※重病克服支援コースへの継続加入は、「重病克服支援コース」へ退職日以降5月31日まで継続して加入することが必要です。				
短期医療プラス	病気・災害での 入院・手術時等	70歳 ※70歳以降は80歳まで(退職後医療プラン)に加入可	月払(口座振替)	団体
※短期医療プラスへの継続加入は、「短期医療プラス」へ退職日以降5月31日まで継続して加入することが必要です。				

ご契約者が「団体」の場合はご退職後も静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合が契約者となり、現職同様のスケールメリットを享受しご継続が可能となります。

（ご退職後の保険料の引き落としは静岡県教職員生活協同組合で別途専用の口座を設定しますので、ご退職後も静岡県教職員生活協同組合をご継続いただくことがご継続の要件となります）

～「組織保険」おすすめご加入例～

★新規採用組合員向け初めてコース（25歳男性・女性の場合の保険料例）

手頃な保険料である程度の保障（補償）を準備しておきたい方向けのコースです。

【POINT】
- 配当金対象の制度が多いため、実質負担を抑えやすい制度ラインナップです。
- ケガの入通院、携行品損害等身近な補償をするアクティブコースが若手組合員におすすめです。

制度名	コース	加入区分	月額保険料（カッコ内はボーナス保険料）		退職後継続（団体扱い）
			男性	女性	
① 生活支援コース 配当金あり	200万円	本人	524 円	512 円	不可
② 生活維持コース 配当金あり	D1コース	本人	2,280 円（4,560 円）	1,470 円（2,940 円）	不可
③ 医療保障コース 配当金あり	日額3,000円	本人	825 円	825 円	不可
②-A 生活維持ロング 配当金あり	Uコース	本人	166 円	112 円	70歳まで継続可
①-A アクティブコース	Dコース	本人	610 円	610 円	70歳まで継続可
①-B 医療費支援コース（先進医療型）	3万円	本人	316 円	406 円	70歳まで継続可
合計保険料			4,721 円（4,560 円）	3,935 円（2,940 円）	

★死亡保障重点型コース（40歳男性・女性の場合の保険料例）

家族が増え、万一（死亡・高度障害）の場合の保障を手厚く備えておきたい方向けのコースです。

【POINT】
- 配当金対象制度のみで構成されているので、実質負担が抑えやすいラインナップです。
- 一時金＋年金形式でのご支援により、ご家族の生活復興資金・生活維持資金両面を確保できます。
（合計死亡・高度障害保険金　5,600万円）

制度名	コース	加入区分	月額保険料（カッコ内はボーナス保険料）		退職後継続（団体扱い）
			男性	女性	
① 生活支援コース 配当金あり	1,000万円	本人	2,670 円	2,640 円	不可
② 生活維持コース 配当金あり	D1コース	本人	2,910 円（5,820 円）	2,490 円（4,980 円）	不可
②-A 生活維持ロング 配当金あり	Sコース	本人	624 円	540 円	70歳まで継続可
合計保険料			6,204 円（5,820 円）	5,670 円（4,980 円）	

★医療重点型コース（45歳男性・女性の場合の保険料例）

死亡保障は他で準備しているため、医療保障を中心に準備したい方向けのコースです。

【POINT】
- 医療制度を中心としたラインナップです。
- 医療充実コースの女性特約は女性疾病の病気の際に手厚い保障ができます。

制度名	コース	加入区分	月額保険料		退職後継続（団体扱い）
			男性	女性	
③ 医療保障コース 配当金あり	日額5,000円	本人	1,802 円	1,802 円	不可
③-D 医療充実コース（女性は女性疾病特約有）	日額5,000円（男性:8コース 女性:BLコース）	本人	630 円	1,170 円	不可
③-A 重病克服支援コース（主契約、7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約）	100万円	本人	主契約：564 円 7大疾病保障特約：210 円 がん・上皮内新生物保障特約：34 円	主契約：589 円 7大疾病保障特約：365 円 がん・上皮内新生物保障特約：75 円	70歳まで継続可
合計保険料			3,240 円	4,001 円	

★退職前向けコース（58歳男性・女性の場合の保険料例）

ご退職後も組織保険を継続して準備したい方向けのコースです。

【POINT】
- ご退職後も70歳まで団体扱（スケールメリット割引有）にてご継続いただけるラインナップです。
（生活支援コース、生活維持コース、医療保障コースは現職中のみ）

制度名	コース	加入区分	月額保険料		退職後継続（団体扱い）
			男性	女性	
① 生活支援コース 配当金あり	200万円	本人	690 円	614 円	不可
③ 医療保障コース 配当金あり	日額3,000円	本人	2,145 円	2,145 円	不可
② 生活維持コース 配当金あり	Hコース	本人	1,365 円	831 円	不可
②-A 生活維持ロング 配当金あり	Tコース	本人	1,848 円	1,136 円	70歳まで継続可
①-A アクティブコース	Dコース	本人	610 円	610 円	70歳まで継続可
①-B 医療費支援コース（先進医療型）	3万円	本人	1,099 円	835 円	70歳まで継続可
③-A 重病克服支援コース（主契約、7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約）	100万円	本人	主契約：2,103 円 7大疾病保障特約：805 円 がん・上皮内新生物保障特約：128 円	主契約：1,299 円 7大疾病保障特約：755 円 がん・上皮内新生物保障特約：136 円	70歳まで継続可
③-C 短期医療プラス	3,000円	本人	2,277 円	2,160 円	70歳まで継続可
合計保険料			13,070 円	10,521 円	

★お子さまと一緒にご加入コース（40歳男性・女性の場合の保険料例）※こどもの保険料は一律です。

わんぱくざかりのお子さまと一緒にご加入したい方向けのコースです。

【POINT】
- お子さまのケガや病気の入院も保障（補償）します。（本人加入が条件となります）
- アクティブコース（本人）の個人賠償責任は同居のご家族も補償対象となります。

制度名	コース	加入区分	月額保険料（カッコ内はボーナス保険料）		退職後継続（団体扱い）
			男性	女性	
① 生活支援コース 配当金あり	200万円	本人	534 円	528 円	不可
② 生活維持コース 配当金あり	D1コース	本人	2,910 円（5,820 円）	2,490 円（4,980 円）	不可
③ 医療保障コース 配当金あり	日額5,000円	本人	1,621 円	1,621 円	不可
	日額3,000円	こども（長男）	679 円		不可
	日額3,000円	こども（長女）	679 円		不可
①-A アクティブコース	Dコース	本人	610 円	610 円	70歳まで継続可
	Fコース	こども（長男）	610 円		（※）
	Fコース	こども（長女）	610 円		（※）
合計保険料			8,253 円（5,820 円）	7,827 円（4,980 円）	

●本人が退職継続をされた場合には配偶者・こどもも継続可能です。（ただし、本人が継続加入年齢の超過により脱退となった場合は、配偶者・こどもも同時に脱退となります）
●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2019年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
●記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
（※）アクティブコース（加入区分：こども）は、退職後も本人がアクティブコースを継続される場合は継続可能となります。
（こどもの年齢は、2019年6月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方）

①生活支援コース

（こども特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】）

意向確認【ご加入前のご確認】 **生活支援コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。**

特　　長

1．死亡・高度障害、障害状態(障害年金１級)の場合、死亡・高度障害・障害保険金を一時金としてお支払いします。
2．お手頃な保険料で大きな保障。
3．配偶者・こどもも加入できます。
4．「高度障害保険金」のお支払い事由に該当しない場合でも、公的障害年金１級・２級の認定に連動して、保険金・給付金をお支払いします。
5．1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

保険料と保障額

〈加入区分：本人・配偶者・こども〉

●本人と一緒に配偶者・こどもも加入される場合、配偶者・こどもの保険金額は本人の同額以下としてください。
（例：配偶者が800万円に加入の場合、本人は800万円以上に加入することが条件です。）

申込金額 ↓

区分	死亡または高度障害・障害状態(障害年金1級)の時 (死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金)	障害状態(障害年金1級、2級)の時 (障害初期給付金)	保険年齢／性別	15-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61-64歳	65歳	66-70歳	71歳
	万円	万円											
本人	2,500	250	男性	6,550円	6,675円	6,850円	7,175円	7,775円	8,625円	9,975円	9,000円	10,725円	12,375円
			女性	6,400	6,600	6,675	6,925	7,275	7,675	8,200	7,325	7,975	8,825
	2,200	220	男性	5,764	5,874	6,028	6,314	6,842	7,590	8,778	7,920	9,438	10,890
			女性	5,632	5,808	5,874	6,094	6,402	6,754	7,216	6,446	7,018	7,766
	2,000	200	男性	5,240	5,340	5,480	5,740	6,220	6,900	7,980	7,200	8,580	9,900
			女性	5,120	5,280	5,340	5,540	5,820	6,140	6,560	5,860	6,380	7,060
	1,800	180	男性	4,716	4,806	4,932	5,166	5,598	6,210	7,182	6,480	7,722	8,910
			女性	4,608	4,752	4,806	4,986	5,238	5,526	5,904	5,274	5,742	6,354
	1,500	150	男性	3,930	4,005	4,110	4,305	4,665	5,175	5,985	5,400	6,435	7,425
			女性	3,840	3,960	4,005	4,155	4,365	4,605	4,920	4,395	4,785	5,295
	1,200	120	男性	3,144	3,204	3,288	3,444	3,732	4,140	4,788	4,320	5,148	5,940
			女性	3,072	3,168	3,204	3,324	3,492	3,684	3,936	3,516	3,828	4,236
	1,000	100	男性	2,620	2,670	2,740	2,870	3,110	3,450	3,990	3,600	4,290	4,950
			女性	2,560	2,640	2,670	2,770	2,910	3,070	3,280	2,930	3,190	3,530
	800	80	男性	2,096	2,136	2,192	2,296	2,488	2,760	3,192	2,880	3,432	3,960
			女性	2,048	2,112	2,136	2,216	2,328	2,456	2,624	2,344	2,552	2,824
	500	50	男性	1,310	1,335	1,370	1,435	1,555	1,725	1,995	1,800	2,145	2,475
			女性	1,280	1,320	1,335	1,385	1,455	1,535	1,640	1,465	1,595	1,765
	300	30	男性	786	801	822	861	933	1,035	1,197	1,080	1,287	1,485
			女性	768	792	801	831	873	921	984	879	957	1,059
	200	20	男性	524	534	548	574	622	690	798	720	858	990
			女性	512	528	534	554	582	614	656	586	638	706

区分	死亡または高度障害(死亡保険金・高度障害保険金)	障害状態	性別	16-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61-65歳	66-70歳	71歳
	万円											
配偶者	800	――	男性	1,864円	1,896円	1,952円	2,048円	2,216円	2,464円	2,880円	3,432円	3,960円
			女性	1,816	1,872	1,896	1,976	2,072	2,184	2,344	2,552	2,824
	500	――	男性	1,165	1,185	1,220	1,280	1,385	1,540	1,800	2,145	2,475
			女性	1,135	1,170	1,185	1,235	1,295	1,365	1,465	1,595	1,765
	300	――	男性	699	711	732	768	831	924	1,080	1,287	1,485
			女性	681	702	711	741	777	819	879	957	1,059
	200	――	男性	466	474	488	512	554	616	720	858	990
			女性	454	468	474	494	518	546	586	638	706
こども	400	――	一律 280円 (3～22歳)									
	200	――	一律 140円 (3～22歳)									

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢40歳＝2019年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
●いずれか1種類を選んでください。
●本制度は主契約（新・団体定期保険）と特約（こども特約、障害特約）をセットしたものです。
●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

ご注意
●配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
●本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

加 入 資 格

●本　人…**静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合**の両組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在満14歳6カ月を超え、満66歳6カ月までの方です。（継続の場合は満71歳6カ月までの方）
●**配偶者**…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在満15歳6カ月を超え、満66歳6カ月までの方です。（継続の場合は満71歳6カ月までの方）
●**こども**…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在**満2歳6カ月を超え**、満22歳6カ月までの方です。

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者・こども
【現在の健康状態】
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
本人・配偶者・こども共通
【過去12ヵ月以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

＜別表＞
がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
静岡県教職員生活協同組合の組合員およびその配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

配　当　金

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

・障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
・障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
・障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。（脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。）
・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
・障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
・障害初期給付金のお支払いは１回限りです。
・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
・障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P28

②生活維持コース

（半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】）

意向確認【ご加入前のご確認】 生活維持コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

特　長

1．死亡・高度障害の場合、家族に必要な期間、必要な生活費（月額給付・ボーナス給付）を死亡・高度障害保険金として一時金もしくは年金で支給します。
2．1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

ご　注　意

●2011年度から制度改定を行っております。健康状態などの事情でP46の旧コースで継続加入の方は、内容および告知内容をご確認のうえ、下記コースで加入手続きをお願いいたします。
●現在の加入保険金額より移行後の保険金額が大きくなる場合は、告知内容の確認が必要です。告知内容に該当しない場合は、現在の保険金額での継続となります。（P46をご確認願います。）もしくは、それ以下の保険金額をご選択いただくこととなります。

保険料と保障額

〈加入区分：本人・配偶者〉

【本人】死亡・高度障害のとき

D1(D)コース：必要保障額の100%補完を目指したコースです。（月額のみ(D)は必要保障額の約75%補完）

保険年齢（歳）	月額給付部分						ボーナス給付部分					
	保険料（円）		年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円）	初年度支給額（約：万円）	支給期間（年）	支給総額（約：万円）	保険料（円）		年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円）	初年度支給額（約：万円）	支給期間（年）	支給総額（約：万円）
	男　性	女　性					男　性	女　性				
15～30	2,280	1,470	3,000	8.2	25	3,376	4,560	2,940	1,000	16.5	25	1,125
31～35	2,280	1,470	3,000	8.2	25	3,376	4,560	2,940	1,000	16.5	25	1,125
36～40	2,910	2,490	3,000	8.2	25	3,376	5,820	4,980	1,000	16.5	25	1,125
41～45	3,894	2,950	2,950	10.4	20	3,229	7,920	6,000	1,000	21.3	20	1,094
46～50	4,656	3,528	2,400	11.7	15	2,556	9,312	7,056	800	23.4	15	852
51～55	6,109	4,264	2,050	10.0	15	2,184	12,516	8,736	700	20.5	15	745
56～60	6,370	3,878	1,400	10.6	10	1,452	13,650	8,310	500	22.8	10	518
61～65	5,348	2,828	750	11.9	5	758	10,695	5,655	250	23.8	5	252
66	7,943	3,825	750	11.9	5	758	15,885	7,650	250	23.8	5	252

E1(E)コース：必要保障額の約80%補完を目指したコースです。（月額のみ(E)は約60%補完）

保険年齢（歳）	月額給付部分						ボーナス給付部分					
	保険料（円）		年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円）	初年度支給額（約：万円）	支給期間（年）	支給総額（約：万円）	保険料（円）		年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円）	初年度支給額（約：万円）	支給期間（年）	支給総額（約：万円）
	男　性	女　性					男　性	女　性				
15～30	2,128	1,372	2,800	7.7	25	3,151	4,104	2,646	900	14.8	25	1,012
31～35	2,128	1,372	2,800	7.7	25	3,151	4,104	2,646	900	14.8	25	1,012
36～40	2,474	2,117	2,550	7.0	25	2,869	4,656	3,984	800	13.2	25	900
41～45	3,168	2,400	2,400	8.5	20	2,627	6,336	4,800	800	17.0	20	875
46～50	3,783	2,867	1,950	9.5	15	2,077	6,984	5,292	600	17.6	15	639
51～55	5,066	3,536	1,700	8.3	15	1,811	8,940	6,240	500	14.6	15	532
56～60	5,233	3,186	1,150	8.7	10	1,192	10,920	6,648	400	18.2	10	414
61～65	4,278	2,262	600	9.5	5	606	8,556	4,524	200	19.0	5	202
66	6,354	3,060	600	9.5	5	606	12,708	6,120	200	19.0	5	202

F1(F)コース：必要保障額の約60%補完を目指したコースです。（月額のみ(F)は約45%補完）

保険年齢（歳）	月額給付部分						ボーナス給付部分					
	保険料（円）		年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円）	初年度支給額（約：万円）	支給期間（年）	支給総額（約：万円）	保険料（円）		年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円）	初年度支給額（約：万円）	支給期間（年）	支給総額（約：万円）
	男　性	女　性					男　性	女　性				
15～30	1,900	1,225	2,500	6.8	25	2,813	3,648	2,352	800	13.2	25	900
31～35	1,596	1,029	2,100	5.7	25	2,363	3,192	2,058	700	11.5	25	787
36～40	1,892	1,619	1,950	5.3	25	2,194	3,492	2,988	600	9.9	25	675
41～45	2,376	1,800	1,800	6.3	20	1,970	4,752	3,600	600	12.7	20	656
46～50	2,813	2,132	1,450	7.0	15	1,544	5,820	4,410	500	14.6	15	532
51～55	3,725	2,600	1,250	6.1	15	1,331	7,152	4,992	400	11.7	15	426
56～60	3,868	2,355	850	6.4	10	881	8,190	4,986	300	13.7	10	311
61～65	3,209	1,697	450	7.1	5	454	6,417	3,393	150	14.3	5	151
66	4,766	2,295	450	7.1	5	454	9,531	4,590	150	14.3	5	151

加入資格

●本　人…**静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合**の両組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在満14歳6カ月を超え、満66歳6カ月までの方です。
（継続の場合は満71歳6カ月までの方）
●**配偶者**…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在満15歳6カ月を超え、満66歳6カ月までの方です。
（継続の場合は満71歳6カ月までの方）

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者
【現在の健康状態】
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
本人・配偶者共通
【過去12ヵ月以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。
＜別表＞
がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

D1コースに加入した36歳～40歳男性の組合員に万一（死亡・高度障害）の場合、年金が右記のように家族へ支給されます。

必要となる保険料は（概算）

ボーナス分5,820円
年2回（6月・12月）1回につき

月額分　2,910円

となります。

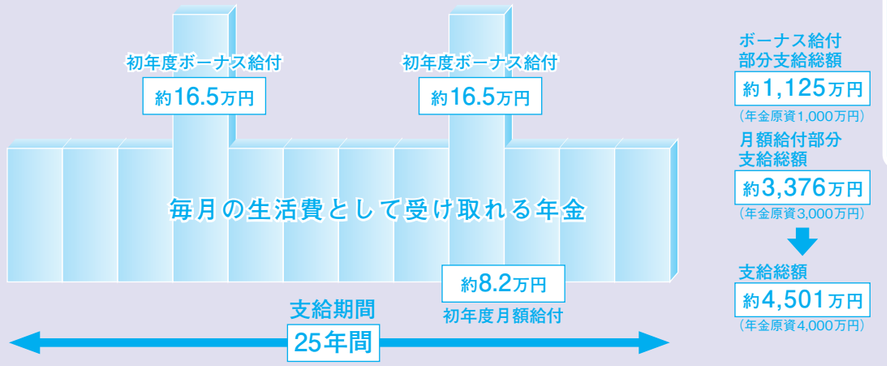

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

G1(G)コース：必要保障額の約40%補完を目指したコースです。（月額のみ(G)は約30%補完）

保険年齢（歳）	月額給付部分						ボーナス給付部分					
	保険料（円）		年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円）	初年度支給額（約：万円）	支給期間（年）	支給総額（約：万円）	保険料（円）		年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円）	初年度支給額（約：万円）	支給期間（年）	支給総額（約：万円）
	男　性	女　性					男　性	女　性				
15～30	1,292	833	1,700	4.6	25	1,913	2,508	1,617	550	9.1	25	619
31～35	1,064	686	1,400	3.8	25	1,575	2,052	1,323	450	7.4	25	506
36～40	1,261	1,079	1,300	3.5	25	1,463	2,619	2,241	450	7.4	25	506
41～45	1,584	1,200	1,200	4.2	20	1,313	3,168	2,400	400	8.5	20	437
46～50	1,940	1,470	1,000	4.8	15	1,065	3,492	2,646	300	8.8	15	319
51～55	2,384	1,664	800	3.9	15	852	5,364	3,744	300	8.8	15	319
56～60	2,730	1,662	600	4.5	10	622	5,460	3,324	200	9.1	10	207
61～65	2,139	1,131	300	4.7	5	303	4,278	2,262	100	9.5	5	101
66	3,177	1,530	300	4.7	5	303	6,354	3,060	100	9.5	5	101

H1(H)コース：必要保障額の約20%補完を目指したコースです。（月額のみ(H)は約15%補完）

保険年齢（歳）	月額給付部分						ボーナス給付部分					
	保険料（円）		年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円）	初年度支給額（約：万円）	支給期間（年）	支給総額（約：万円）	保険料（円）		年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円）	初年度支給額（約：万円）	支給期間（年）	支給総額（約：万円）
	男　性	女　性					男　性	女　性				
15～30	684	441	900	4.4	15	958	1,368	882	300	8.8	15	319
31～35	608	392	800	3.9	15	852	1,140	735	250	7.3	15	266
36～40	689	589	710	3.4	15	756	1,397	1,195	240	7.0	15	255
41～45	845	640	640	3.1	15	681	1,663	1,260	210	6.1	15	223
46～50	1,028	779	530	4.0	10	549	1,979	1,499	170	7.7	10	176
51～55	1,341	936	450	3.4	10	466	2,682	1,872	150	6.8	10	155
56～60	1,365	831	300	4.7	5	303	2,730	1,662	100	9.5	5	101
61～65	1,070	566	150	4.0	3	150	2,139	1,131	50	8.0	3	50
66	1,589	765	150	4.0	3	150	3,177	1,530	50	8.0	3	50

【配偶者】死亡・高度障害のとき　※本人51歳以上でH・Xコース、56歳以上でH1・X1コース、61歳以上でF・G・G1コースに加入の場合、配偶者は加入できません。

	保険年齢（歳）	月額給付部分				
		保険料（円）		年金原資（死亡・高度障害保険金）（万円）	初年度支給額（約：万円）	支給期間（年）	支給総額（約：万円）
		男　性	女　性				
1口	16～35	401	258	527	4.0	10	546
	36～40	511	437				
	41～45	696	527				
	46～50	1,022	775				
	51～55	1,570	1,096				
	56～60	2,398	1,460				
	61～65	3,758	1,987				
	66	5,581	2,688				

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2019年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
●記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
●本制度は主契約（新・団体定期保険）と特約（半年払保険料併用特約、年金払特約）をセットしたものです。
●いずれか1種類を選んでください。
●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
●配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
●配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
●本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
●D、E、F、G、Hは月払のみのコースです。（ボーナス払いはありません。）
●配偶者の保険料は月払のみです。
●表記以外の年齢の方の保険料は引受保険会社までお問い合わせください。
●記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
●この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

配　当　金

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
なお、収支計算については生活支援コース、生活維持ロングとは別に行います。

年金の取扱い

1．年金の種類と型　：●年金支払期間は、支払請求時に5年以上25年以内で選択いただきます。（通増型確定年金です。）
●基本年金額は毎年、通増いたします。（通増率単利3%）
2．配当金　：●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3．年金受取人　：●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4．年金のお支払い　：●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
5．年金払の対象となる保険金　：●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

ボーナス時払について

●半年単位の契約応当日から、次のボーナス時払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス時払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
●半年払保険部分（ボーナス給付）のみの加入はできません。
●半年払保険部分のみの期間途中での脱退はできません。
●配偶者の保険料は月払のみです。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P28

③医療保障コース

（短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）【生命保険】）

意向確認【ご加入前のご確認】 医療保障コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

特　　長

1．病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
2．簡単な告知のみで加入できます。
3．1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

保険料と保障額

〈加入区分：本人・配偶者・こども〉

	区　分	本　人	配　偶　者		こども
保障内容	入院給付金日額（申込コース）※1	8,000円	5,000円	3,000円	3,000円
	死亡保険金※2	10万円			
月額保険料	15～20歳	1,737円	1,098円	672円	一律 679円 （0歳～22歳まで）
	21～25歳	2,155円	1,357円	825円	
	26～30歳	2,435円	1,532円	930円	
	31～35歳	2,531円	1,592円	966円	
	36～40歳	2,575円	1,621円	985円	
	41～45歳	2,861円	1,802円	1,096円	
	46～50歳	3,358円	2,116円	1,288円	
	51～55歳	4,279円	2,698円	1,644円	
	56～60歳	5,560円	3,511円	2,145円	
	61～65歳	7,635円	4,827円	2,955円	
	66～69歳	10,798円	6,835円	4,193円	

1．年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2019年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
2．申込額は、本人は8,000円・5,000円または3,000円、配偶者は5,000円または3,000円のいずれか1つを選択できます。こどもは3,000円のみです。
3．記載の保険料は本人加入者が1,000名以上の場合の保険料です。
したがって実際の加入者数が異なれば左記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。
4．本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の給付金および、配偶者、こどもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者（本人）です。

※1．「入院給付金日額」とは、病気・ケガで継続して2日以上入院のときを条件とし、1日目より給付されます。
※2．死亡したときに死亡保険金をお支払いいたします。
※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

加 入 資 格

●**本　人**…**静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合**の両組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在満14歳6か月を超え、満66歳6か月までの方です。（継続の場合は満69歳6か月までの方）
●**配偶者**…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在満15歳6か月を超え、満66歳6か月までの方です。（継続の場合は満69歳6か月までの方）
●**こども**…本人のこどもで申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在、満22歳6か月までの方です。

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者・こども
【現在の健康状態】
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
本人・配偶者・こども共通
【過去3ヵ月以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。
（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
【過去2年以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

＜配偶者・こどもの加入について＞
●こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
●配偶者、こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
●配偶者の加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。（例：配偶者5,000円加入の場合、本人5,000円以上に加入することが条件です。）
●本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、こどもは同時に脱退となります。
●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

配　当　金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P29

memo

退職後も70歳まで団体扱いで継続できます。

①-Aアクティブコース（生活支援コースオプション）

（天災補償特約付普通傷害保険（青年アクティブ型）【損害保険】）

意向確認【ご加入前のご確認】 アクティブコースは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

特　長

1．急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
2．日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。
3．入院・通院保険金は１日目から支払われます。

補償額と月額保険料

〈加入区分：本人・配偶者・こども〉

●本人

補償項目		Aコース（従来「傷害保険」と同額コース）	A１コース（傷害保険加入者おすすめ 従来の補償＋α）	Dコース（従来「アクティブコース」と同額コース）	ADコース（従来「傷害保険」「アクティブコース」を合わせたコース）
傷害	入院保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について）	日額 3,800円	日額 3,800円	日額 3,200円	日額 7,000円
傷害	通院保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度）	日額 2,200円	日額 2,200円	日額 1,600円	日額 3,800円
傷害	手術保険金（状況により）	1.9・3.8万円	1.9・3.8万円	1.6・3.2万円	3.5・7万円
携行品損害保険金（免責3,000円）		—	10万円	10万円	10万円
賠償責任保険金(注)		—	3,000万円	3,000万円	3,000万円
レンタル用品賠償責任保険金（免責3,000円以上)(注)		—	30万円	30万円	30万円
キャンセル費用保険金（免責1,000円以上）		—	10万円	10万円	10万円
救援者費用等保険金		—	200万円	200万円	200万円
月額保険料		630円	760円	610円	1,230円

●配偶者・こども

補償項目		Bコース（配偶者）Cコース（こども）（従来「傷害保険」と同額コース）	B１コース（配偶者）C１コース（こども）（傷害保険加入者おすすめ 従来の補償＋α）	Eコース（配偶者）Fコース（こども）（従来「アクティブコース」と同額コース）	BEコース（配偶者）CFコース（こども）（従来「傷害保険」「アクティブコース」を合わせたコース）
傷害	入院保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について）	日額 3,800円	日額 3,800円	日額 3,300円	日額 7,100円
傷害	通院保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度）	日額 2,200円	日額 2,200円	日額 1,900円	日額 4,100円
傷害	手術保険金（状況により）	1.9・3.8万円	1.9・3.8万円	1.65・3.3万円	3.55・7.1万円
携行品損害保険金（免責3,000円）		—	10万円	10万円	10万円
賠償責任保険金(注)		—	—	—	—
レンタル用品賠償責任保険金（免責3,000円以上)(注)		—	—	—	—
キャンセル費用保険金（免責1,000円以上）		—	10万円	10万円	10万円
救援者費用等保険金		—	200万円	200万円	200万円
月額保険料		630円	700円	610円	1,230円

ご加入に関する注意事項
本人Aコースに加入の場合は、配偶者・こどもはBコース・Cコースのみが選択可能です（その他の配偶者・こどものコースは選択できません）

（注）賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人（Aコースを除く）の加入により以下の方も補償対象となります。
・配偶者
・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。　また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
＊記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

＊本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
【お取扱いできない事項の例】
●保険期間中のコース変更（保険金額の増額・減額等）
●保険期間の変更
●保険料の払込方法の変更　　など
＊補償内容の詳細は、パンフレット41～42ページを参照願います。

加入資格

本人の生活支援コースへの加入が必要です。

●**本　人**…生活支援コースに加入している（今回加入する場合を含みます。）**静岡県教職員連合・静岡県教職員生活協同組合**の両組合員で、2019年6月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満71歳6ヵ月までの方
●**配偶者**…本人の配偶者で、2019年6月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満71歳6ヵ月までの方
●**こども**…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します）で、2019年6月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

・配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
・本人が脱退した場合、配偶者・こどもは同時脱退となります。

配当金・解約返れい金

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P40～42

退職後も70歳まで団体扱いで継続できます。

①-B医療費支援コース（先進医療型）（生活支援コースオプション）

（家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】）

意向確認【ご加入前のご確認】 医療費支援コース（先進医療型）は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

特　長

1．先進医療の技術に係る費用と同額の給付金をお支払いします。（通算2,000万円まで）（対象となる先進医療についてはP31～32の給付金に関するご注意をご覧ください。）
2．病気・ケガで１日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

保障内容

〈加入区分：本人・配偶者・こども〉　基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

支援給付金額（コース）：本人・配偶者：３万円、こども：2.5万円

加入区分	病気・ケガで入院をしたとき（１日以上の入院で１回目、31日目で２回目、以降30日ごとに１回）＜治療支援給付特約＞〔入院支援給付金〕	入院を伴わない手術を受けたとき（診療報酬点数合計2,000点以上）＜治療支援給付特約＞〔外来手術給付金〕	入院を伴わない放射線治療を受けたとき＜治療支援給付特約＞〔外来放射線治療給付金〕	先進医療による療養を受けたとき（入院を伴わない場合も対象）＜先進医療給付特約＞〔先進医療給付金〕
本人・配偶者	3万円	3万円	3万円	先進医療の技術に係る費用と同額（通算2,000万円まで）
こども	2.5万円	2.5万円	2.5万円	

※入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。
※外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
※外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。
※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

月額保険料

基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

3万円コース（支援給付金額3万円）（単位：円）

加入区分・年齢		月額保険料	
性　別		男　性	女　性
本人・配偶者	15歳～20歳	358	295
	21歳～25歳	316	406
	26歳～30歳	322	547
	31歳～35歳	343	610
	36歳～40歳	412	598
	41歳～45歳	499	586
	46歳～50歳	637	637
	51歳～55歳	817	715
	56歳～60歳	1,099	835
	61歳～65歳	1,468	1,027
	66歳～69歳	1,699	1,288
	70歳	1,819	1,420

2.5万円コース（支援給付金額2.5万円）（単位：円）

加入区分・年齢	月額保険料
こども（0歳～22歳）	一律 368

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2019年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※記載の保険料は加入者が1,000名以上3,000名未満の場合の保険料です。
したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。
※こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
※配偶者、こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
※本人が脱退した場合には、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員加入となります。
※本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。
※給付金の受取人は保険料負担者（本人）です。

加入資格　本人の生活支援コースへの加入が必要です。

●本　人…生活支援コースに加入している（今回加入する場合を含みます。）**静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合**の両組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在満14歳6か月を超え、満65歳6か月までの方
（継続の場合は満70歳6か月までの方）
●配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在満16歳以上、満65歳6か月までの方
（継続の場合は満70歳6か月までの方）
●こども…本人のこどもで申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在、満22歳6カ月までの方

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者・こども
【現在の健康状態】
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
本人・配偶者・こども共通
【過去3ヵ月以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。
（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
【過去2年以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。

※静岡県教職員生活協同組合の組合員およびその配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

※この保険には配当金はありません。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P31～33

退職後も70歳まで団体扱いで継続できます。

①-C 70歳継続コース（生活支援コースオプション）

（リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型）【生命保険】）

意向確認【ご加入前のご確認】 70歳継続コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

特長

1．死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
2．ご退職後も70歳まで継続加入できます。
3．配偶者も加入することができます。
4．保険料率はご加入後満期まで同一です。

保障内容

〈加入区分：本人・配偶者〉

○ 死亡・高度障害のとき
死亡・高度障害保険金　300万円

≪リビング・ニーズ特約≫
余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

月額保険料

年齢・性別により異なります。

※下表は本年度新規加入者用です。現在加入されている方については加入時の保険料率が適用されています。

月額保険料　＜保険期間70歳満了、集団扱月払、保険金額300万円＞

年齢	月額保険料 男性	月額保険料 女性	年齢	月額保険料 男性	月額保険料 女性	年齢	月額保険料 男性	月額保険料 女性	年齢	月額保険料 男性	月額保険料 女性
15歳	1,065円	654円	28歳	1,374円	813円	41歳	1,935円	1,074円	54歳	2,967円	1,485円
16歳	1,083円	663円	29歳	1,407円	831円	42歳	1,995円	1,101円	55歳	3,072円	1,527円
17歳	1,107円	675円	30歳	1,437円	849円	43歳	2,058円	1,128円	56歳	3,186円	1,566円
18歳	1,128円	687円	31歳	1,473円	864円	44歳	2,124円	1,158円	57歳	3,306円	1,614円
19歳	1,149円	699円	32歳	1,512円	882円	45歳	2,193円	1,185円	58歳	3,435円	1,659円
20歳	1,167円	708円	33歳	1,548円	900円	46歳	2,262円	1,215円	59歳	3,567円	1,713円
21歳	1,188円	717円	34歳	1,590円	918円	47歳	2,340円	1,248円	60歳	3,708円	1,773円
22歳	1,212円	732円	35歳	1,632円	939円	48歳	2,418円	1,278円	61歳	3,861円	1,833円
23歳	1,236円	744円	36歳	1,677円	960円	49歳	2,499円	1,311円	62歳	4,026円	1,896円
24歳	1,260円	759円	37歳	1,722円	984円	50歳	2,586円	1,344円	63歳	4,206円	1,968円
25歳	1,287円	771円	38歳	1,773円	1,002円	51歳	2,676円	1,377円	64歳	4,401円	2,043円
26歳	1,314円	786円	39歳	1,824円	1,026円	52歳	2,769円	1,413円	65歳	4,611円	2,118円
27歳	1,344円	801円	40歳	1,881円	1,050円	53歳	2,865円	1,446円			

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2019年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
・この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。
・記載の保険料は総保険金額10億円以上30億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。（既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率が適用されますが、割引額の変更により保険料が変更になる場合があります。）
・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
・加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり　約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
・本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

加入資格　本人の生活支援コースへの加入が必要です。

●**本　人**…**静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合**の両組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在満14歳6か月を超え、満65歳6か月までの方です。（継続の場合は満70歳6か月までの方）
●**配偶者**…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方です。（継続の場合は満70歳6か月までの方）（配偶者だけの加入はできません）

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者
【現在の健康状態】
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。　②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
本人・配偶者共通
【過去12ヵ月以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。
＜別表＞
がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
※静岡県教職員生活協同組合の組合員およびその配偶者以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

配当金

ありません。

解約返戻金

この保険は、保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

年金払特約

1．年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。（定額型確定年金です）
2．配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3．年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4．年金のお支払い	●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
5．年金払の対象となる保険金	●無配当定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

このパンフレットに記載の事項については、契約応当日である2019年6月1日の新規ご加入または増額部分について適用されます。現在ご加入の部分についてはご加入時にお配りしている「ご契約のしおり　約款」をご参照ください。ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について（解除・免責等）」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P34

退職後も70歳まで団体扱いで継続できます。

②-A 生活維持ロング *(生活維持コースオプション)*

(年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)

契 約 者：静岡県教職員組合
事務委託：静岡県教職員生活協同組合

意向確認【ご加入前のご確認】 生活維持ロングは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

特　長

1．死亡・高度障害の場合、家族に必要な期間、必要な生活費(月額給付)を死亡・高度障害保険金として一時金もしくは年金で支給します。
2．1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。
3．退職後も70歳まで同じ制度内容で継続が可能です。

保険料と保障額 〈加入区分：本人・配偶者〉

【本人】死亡・高度障害のとき

Sコース：必要保障額の100%補完を目指したコースです。

保険年齢(歳)	月額給付					
	保険料(円)		年金原資(死亡・高度障害保険金)(万円)	初年度支給額(約：万円)	支給期間(年)	支給総額(約：万円)
	男　性	女　性				
15～35	498	336	600	9.5	5	606
36～40	624	540				
41～45	834	642				
46～50	1,206	924				
51～55	1,830	1,290				
56～60	2,772	1,704				
61～65	4,320	2,304				
66～70	6,396	3,102				

Tコース：必要保障額の約80%補完を目指したコースです。

保険年齢(歳)	月額給付					
	保険料(円)		年金原資(死亡・高度障害保険金)(万円)	初年度支給額(約：万円)	支給期間(年)	支給総額(約：万円)
	男　性	女　性				
15～35	332	224	400	6.3	5	404
36～40	416	360				
41～45	556	428				
46～50	804	616				
51～55	1,220	860				
56～60	1,848	1,136				
61～65	2,880	1,536				
66～70	4,264	2,068				

Uコース：必要保障額の約60%補完を目指したコースです。

保険年齢(歳)	月額給付					
	保険料(円)		年金原資(死亡・高度障害保険金)(万円)	初年度支給額(約：万円)	支給期間(年)	支給総額(約：万円)
	男　性	女　性				
15～35	166	112	200	5.3	3	200
36～40	208	180				
41～45	278	214				
46～50	402	308				
51～55	610	430				
56～60	924	568				
61～65	1,440	768				
66～70	2,132	1,034				

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2019年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
●記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
●本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(年金払特約)をセットしたものです。
●いずれか1種類を選んでください。
●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
●配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
●配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
●本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
●記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

「生活維持コース」は退職時に保障が終了いたしますが、「生活維持ロング」の年金部分(保障)はご退職後も70歳まで継続可能です。

Sコースに加入した41歳～45歳男性の組合員に万一(死亡・高度障害)の場合、年金が右記のように家族へ支給されます。

必要となる保険料は(概算)
月額　834円
となります。

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

【配偶者】死亡・高度障害のとき

200万円	保険年齢(歳)	月額給付					
		保険料(円)		年金原資(死亡・高度障害保険金)(万円)	初年度支給額(約：万円)	支給期間(年)	支給総額(約：万円)
		男　性	女　性				
	16～35	166	112	200	5.3	3	200
	36～40	208	180				
	41～45	278	214				
	46～50	402	308				
	51～55	610	430				
	56～60	924	568				
	61～65	1,440	768				
	66～70	2,132	1,034				

加 入 資 格

本人の生活維持コースへの加入が必要です。

●**本　人**…**静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合**の両組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在満14歳6カ月を超え、満66歳6カ月までの方です。(継続の場合は満70歳6カ月までの方)
●**配偶者**…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在満15歳6カ月を超え、満66歳6カ月までの方です。
(継続の場合は満70歳6カ月までの方)(配偶者だけの加入はできません)

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者
【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者共通
【過去12ヵ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

<別表>
がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

配　当　金

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
2018年4月2日更新契約からは、昨今の死亡率低下などを反映した保険料率改定を行なっています。保険金支払などが過年度と同条件であった場合でも剰余金が減り、配当率が低下します。
なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
なお、収支計算については生活支援コース、生活維持コースとは別に行います。

年金の取扱い

1．年金の種類と型　：●年金支払期間は、支払請求時に5年以上25年以内で選択いただきます。(逓増型確定年金です。)
●基本年金額は毎年、逓増いたします。(逓増率単利3%)
2．配当金　：●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3．年金受取人　：●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4．年金のお支払い　：●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
5．年金払の対象となる保険金　：●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P28

契 約 者：静岡県教職員組合
事務委託：静岡県教職員生活協同組合

②-B長期療養給付コース *(生活維持コースオプション)*

（精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】）

意向確認【ご加入前のご確認】 長期療養給付コースは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

特　　長

病気やケガにより免責期間180日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。

万一、病気やケガで長期休職になった場合 ▶ 一定期間（2～3年）は公的給付（傷病手当金等）が支給されます。 ▶ その後、職場復帰（再就職）できなかった場合、収入が全く途絶えてしまいます。 ▶ 『長期療養給付コース』は、月額最高10万円または5万円を最長64歳まで補償する制度です。

補 償 内 容

〈加入区分：本人〉

（保険金月額10万円（10コース）に加入の場合）

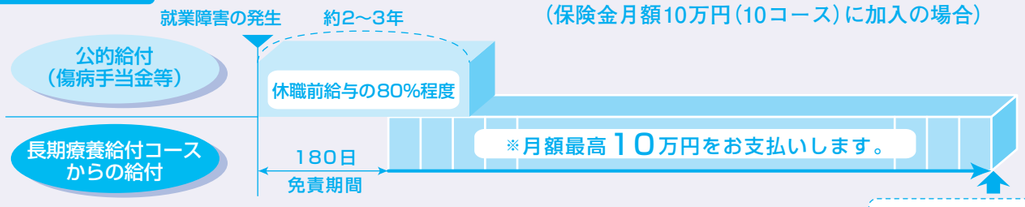

（55歳～64歳の方は3年が限度）

※・・・10万円×所得喪失率が支給額となります。

所得喪失率とは　1－（免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額 ／ 免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額）　をいいます。

※所定の精神障害による就業障害の場合は、24ヵ月が限度となります。

月額保険料

コース 年　齢(満)	免　責 期　間	補償対象 期　　間(注)	保険金月額10万円(10コース) 男　性	 女　性	保険金月額5万円(5コース) 男　性	 女　性
15～24歳	180日	60歳	813 円	542 円	406 円	271 円
25～29歳			839 円	698 円	419 円	349 円
30～34歳			905 円	923 円	453 円	462 円
35～39歳			1,083 円	1,318 円	542 円	659 円
40～44歳			1,561 円	2,038 円	780 円	1,019 円
45～49歳			2,119 円	2,725 円	1,060 円	1,362 円
50～54歳			2,569 円	3,044 円	1,284 円	1,522 円
55～59歳		3年	2,406 円	2,532 円	1,203 円	1,266 円
60～64歳			4,087 円	3,836 円	2,044 円	1,918 円

(注)補償対象期間は契約年齢が54歳までの方は最長60歳まで、55歳～64歳の方は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。
＊保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
＊年齢は2019年6月1日現在の満年齢です。
＊記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
＊本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
【お取扱いできない事項の例】
●保険期間中のコース変更（増額・減額等）　●保険期間の変更　●保険料の払込方法の変更　など

加 入 資 格

本人の生活維持コースへの加入が必要です。

●**本　人**…生活維持コースに加入している（今回加入する場合を含みます。）**静岡県教職員連合・静岡県教職員生活協同組合**の両組合員で、申込書記載の告知内容に該当し、2019年6月1日現在満15歳以上満64歳以下の方

【告知内容】
【現在の就業状態】
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
【過去3ヵ月以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。
（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
【過去2年以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

配当金・解約返れい金

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P40、43

退職後も70歳まで団体扱いで継続できます。

③-A重病克服支援コース *(医療保障コースオプション)*

（7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】）

意向確認【ご加入前のご確認】 重病克服支援コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

特　　長

1. 三大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療費として保険金をお支払いします。
2. 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
3. 特約を付加した場合、7大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変）および悪性新生物（がん）・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

保障内容等

［加入区分：本人・配偶者］

保障区分	保障内容	保険金額 100万円	 200万円	 300万円
主契約	所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき ［特定疾病保険金］(※2)	100 万円	200 万円	300 万円
	死亡・所定の高度障害状態のとき ［死亡・高度障害保険金］(※2)			
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(※3)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき ［7大疾病保険金］(※4)	50 万円	100 万円	150 万円
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき ［がん・上皮内新生物保険金］(※4)	10 万円	20 万円	30 万円

(※1)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
(※2)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
(※3)重度の高血圧性疾患とは高血圧性網膜症を指します。
(※4)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
(注)特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

◎保険金ごとの保障イメージ＜保険金額300万円の場合＞

（※）「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項
●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
●特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。
この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。